

「記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレサビリティ法)の施行について

特集

「米トレサビリティ法」が平成22年10月1日から施行され、生産から一般消費者へ至るまでの米のトレサビリティを確保するため、各米穀事業者に対し米穀等の取引の記録の作成・保存等が義務付けられました。

法律創設の目的

この法律は、米穀事業者(下表参照)に対し、米穀等(下表参照)の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止するとともに、表示の適正化を図る等により、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

この法律により、平成20年に起きた非食用の事故米穀の不正規流通のような問題が発生したときに流通ルートを迅速に特定することが出来ます。このことによって、食品として安全性を欠

くものの流通の防止を迅速に行うことが可能になります。
また、消費者が直売所や物産展等で炊飯した米飯、米菓子、もち等を購入する場合に、販売者から使用した米穀の産地情報を入手することが出来ます。

制度の概要

米トレサビリティ法は大きく2つの内容から構成されています。

①取引記録の作成・保存

米穀事業者は、米穀等トレサビリティの確保のため、米穀等を取引したとき等にその内容について記録を作成・保存することが義務づけられます。

②産地情報の伝達

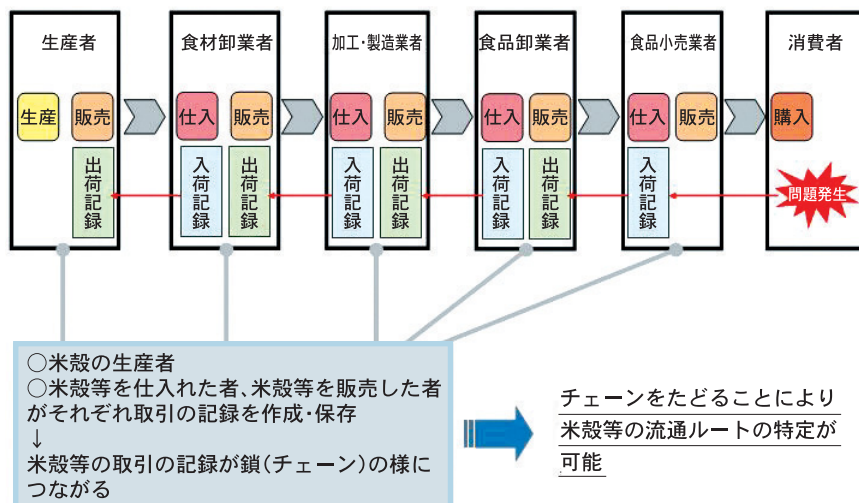
消費者が産地情報を入手できるように指定米穀等(食用の米穀等)を取引する際に、米穀事業者は、その米穀自体や原料に用いられている米穀の産地を相手に伝達することが義務づけられます。

表.米トレサビリティ法の対象米穀事業者及び米穀等

米穀事業者	米穀等
「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」 具体的には、 ○生産者 ○製造業者 ○流通業者 ○小売業者 ○外食産業者 等	○米穀(もみ、玄米、精米、碎米) ○米粉 ○米こうじ ○米菓子 ○米飯 ○もち ○だんご ○みりん ○清酒 ○単式蒸留しょうちゅう (泡盛含む) 等

「米穀等の取引等に係る情報の記録」 (米トレーサビリティ)

米トレーサビリティ制度の仕組み



トレーサビリティとは

農林水産物やその加工食品が、どこから来て、どこへ行ったのか明らかにできることです。具体的には、個々の事業者が取り扱う食品等の商品の移動に関する記録を作成・保存することです。

米穀事業者の皆様へ

米トレーサビリティ法に基づく、取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達については、施行日等が異なります。

①取引記録の作成・保存について

取引記録の内容は、品名、産地、数量、取引年月日、取引先名、搬出入場所です。

取引記録の保存期限は3年間（①消費期限が付されている商品については3月間、②記録を作成した日から賞味期限までの期間が3年を超える商品については5年間）となっています。

取引記録の作成・保存については、平成22年10月1日から施行されました（産地については平成23年7月1日から義務付けられます）。

なお、取引等の際に、記録を作成しなかったり、虚偽の記録を作成した場合、定められた期間保存しなかった場合、他の米穀事業者に対し産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をした場合、正当な理由なく報告徴収命令・立入検査を忌避した場合には50万円以下の罰金が科されます。

②産地情報の伝達について

産地情報の伝達については、平成23年7月1日から施行されます。

従って、

(ア) 施行日以前に国内の生産者から出荷された米穀

(イ) 施行日以前に国内で取引された輸入米穀

(ウ) ①、②を用いた加工品

については、米穀等の産地情報を伝達する義務は免除されます。

なお、一般消費者への産地情報伝達の伝達を適切に行わなかった場合には、勧告・命令が行われ、この命令に従わなかった場合には50万円以下の罰金に科されます。

御不明な点等ございましたら、適宜お問い合わせ下さい。

問い合わせ先

農林水産部消費・安全課
TEL.098-866-1672
FAX.098-860-1195